

管理番号	申告区分
0631234567060	
法人番号	申告年月日
1:012345678901	年 月 日 4 5 3 1
基礎	1. 法人税の修正申告書の提出による。 2. 法人税の更正・決定・再更正による。
製造業	
本金の額	10,000,000
金の額及び額の合算額	10,000,000
等の額	10,000,000

・事業年度…X.X.X~X.X.XX
 ・申告区分…確定申告
 ・期末現在の資本金の額…1千万円
 ・期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額…1千万円
 ・期末現在の資本金等の額…1千万円
 ・法人税法の規定によって計算した法人税額…960,000円
 ・事務所等の所在地/存在月数/均等割の従業者数
 ①支店1…千葉市中央区千葉港1-1 / 12月 / 40人
 ②支店2…千葉市稲毛区穴川4-12-1 / 12月 / 20人
 ③支店3…千葉市美浜区真砂5-15-1 / 8月 / 13人
 ・分割基準の従業者数…全従業者数:100人、千葉市分従業者数:70人
 の場合

令和 X 年 X 月 X 日から令和 X 年 X 月 XX 日までの事業年度又は連結事業年度分の市民税の確定申告書 ※

摘要	課税標準	税率(%)	法人税割額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	960,000		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	960,000		
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤×②)	672,000	6.0	40320
市町村民税の特定寄附金税額控除額			
税額控除超過額相当額の加算額			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額			
外国の法人税等の額の控除額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪			40300
既に納付の確定した当期分の法人税割額			00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭			40300
均等割額	算定期間において事務所等を有していた月数	⑮	133300
	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰	00
	この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱	⑲	133300
この申告により納付すべき市民税額 ⑮+⑲		⑳	173600
⑳のうち見込納付額		㉑	
差引		㉒	173600

千葉市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		千葉市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち千葉市分の従業者数	
中央支店	千葉市中央区千葉港1-1		40	40
稲毛支店 他	千葉市稲毛区穴川4-12-1 他		20	20
合計		100	70	73

指 定 都 市 に ⑯ 申 告 計 算	区 名	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日	法人税の申告書の種類	青色・その他
					X 年 X 月 XX 日		
	中央区	1	40	50000	解散の日		要・否
	花見川区	2		00	残余財産の最後の分配又は引渡しの日		要・否
	稲毛区	3	20	50000	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	10,000,000	要・否
	若葉区	4		00	この申告が中間申告の場合の計算期間		有・無
	緑区	5		00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法		
	美浜区	6	13	33300	銀行		
				00	口座番号(普通・当座)		
				00	還付請求税額		
				00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		